

別表十（四）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で海上運送法第34条第2項第3号（日本船舶・船員確保基本方針）に規定する船舶運航事業者等に該当するものが措置法第59条の2（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「加算」の空欄には、法人が措置法令第35条の2第1項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）に規定する日本船舶外航事業（以下2及び3において「日本船舶外航事業」といいます。）に係る費用又は損失として経理した金額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び法人が収益として経理しなかった金額で当該事業年度の日本船舶外航事業に係る所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載します。
- 3 「減算」の空欄には、法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当該事業年度の日本船舶外航事業に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び法人が日本船舶外航事業に係る収益として経理した金額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載します。